

竹原火力発電所 騒音発生施設等の電気事業法に基づく
工事計画の届出漏れ等について

当社 竹原火力発電所(広島県竹原市)において、電気事業法第 48 条第 1 項の規定に基づく騒音発生施設および粉じん発生施設における工事計画届出の確認を行った結果、一部に工事計画の届出漏れ及び届出内容の不備を確認しました。

今般、届出漏れ等の原因および再発防止策をとりまとめ、経済産業省中国四国産業保安監督部に報告するとともに、工事計画の届出を行いました。

今回の事象が発生した原因は、当該法令の一部における解釈誤認、当時の届出等の要否に関するチェック機能が不十分であったことによるものであり、このことを真摯に受け止め、発電設備総点検後の再発防止対策アクションプログラムに加え、今回の届出漏れ等を踏まえ再発防止対策を確実に実施していくとともに、一層のコンプライアンスの強化と継続的な改善に取り組んでまいります。

【騒音発生施設設置に係る工事計画届出】

施設	届出漏れ等	台数
送風機	届出漏れ	24台
	届出不備	4台
	届出不要	2台
破碎機	届出漏れ	7台
ふるい	〃	1台
圧縮機	〃	1台
	届出不備	12台

【粉じん発生施設設置に係る工事計画届出】

施設	届出漏れ等	台数・面積
貯蔵コンベヤ	届出漏れ	2台
灰じん堆積場	届出漏れ	750㎡

<添付資料>

1. 騒音発生施設設置に係る工事計画届出漏れ及び届出不備設備一覧
2. 粉じん発生施設に係る工事計画届出不備設備一覧